

## 第Ⅴ編

### 取組の推進に向けて



# 第1章 推進体制

## 1 庁内の連携・協力

本計画に基づく施策・取組を着実に進めていくため、各総合支所において公園管理、区民協働を担う部署が連携を図り、指定管理者と適切に役割を分担し、公園等の維持管理、活用を進めます。

また、更なる公園等の活用に向け、新たな取組の実現に向けた検討機会を捉え、庁内の協働、子育て・教育、環境、防災などに関連する部署を含めた推進組織の立上げを検討します。

## 2 多様な主体との連携・協働

多様な主体との連携・協働により公園等の管理、活用を進めていくため、各地区において区民・利用者等の意見聴取を行う取組を進めます。

また、中長期的に、総合支所、指定管理者、区民、利用者、町会・自治会、アドプト・プログラム参加団体等、公園等の管理、活用に関わる様々な主体が利活用の調整やルールづくりに主体的に取り組む地区ごとの推進体制の構築に努めます。

## 第2章 進行管理

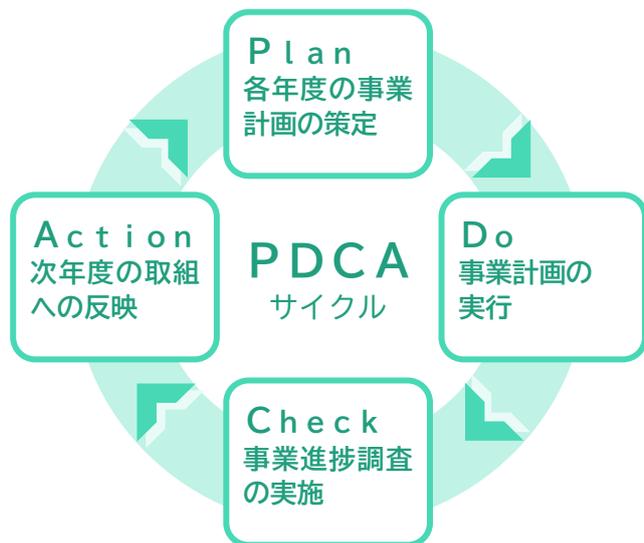
### 1 進行管理の進め方

PDCAサイクルに沿って、各年度の事業計画の策定（Plan）、実行（Do）、事業進捗調査の実施（Check）、次年度の取組への反映（Action）により、本計画の進行管理を進めます。

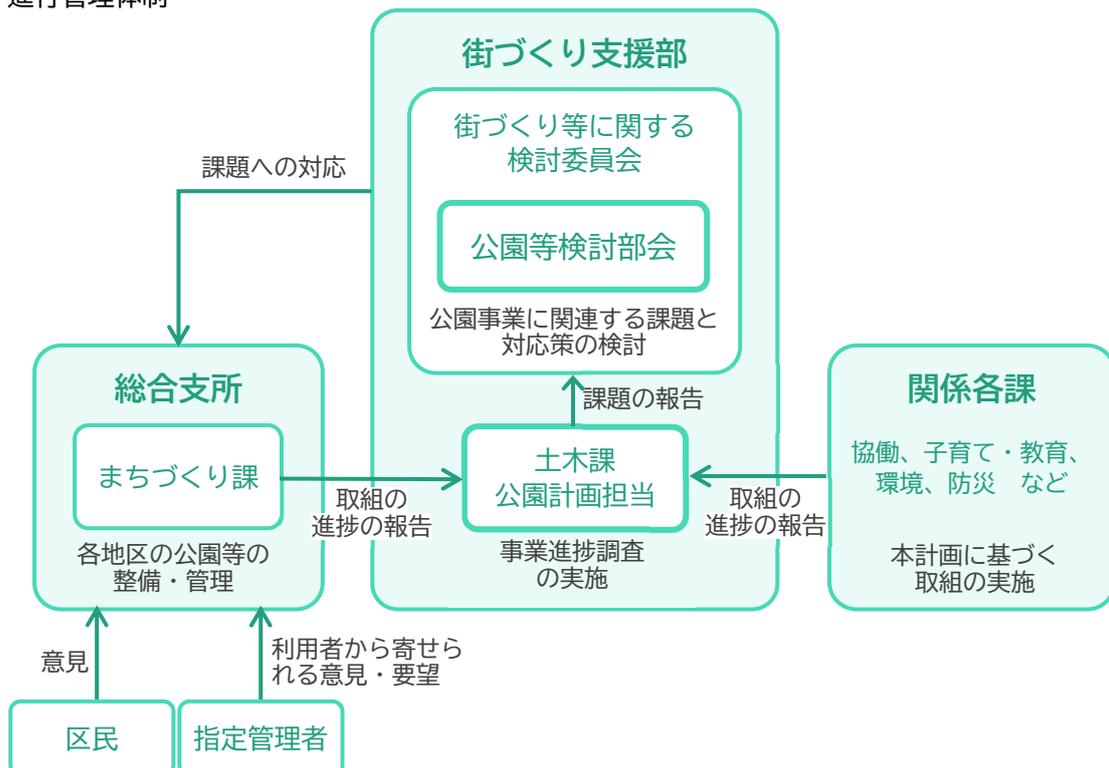
本計画に基づく施策・取組の事業進捗調査については、土木課公園計画担当が毎年度行い、「街づくり等に関する検討委員会」の下部組織である「公園等検討部会」で公園事業に関連する各部署と共有し、進捗の確認、課題の共有、対応策の検討を行い、進行管理を進めていきます。課題への対応は、各総合支所まちづくり課が実施します。

また、本計画全体の内容について、取組の進捗状況や区を取り巻く社会経済情勢の変化に合わせ、5年ごとに策定を検討します。策定に先立って、公園等利用実態調査を実施し、公園等及び公衆トイレの利用状況、区民・利用者の意見を把握し、反映します。策定に当たっては、庁内関係部署の課長級で構成される策定委員会と、区民・団体、学識者から構成される検討会を設置し、新たな事業計画を策定します。

#### ■ PDCAサイクル



#### ■ 進行管理体制



## 2 各取組の実施時期

「第Ⅱ編 みんなでつくろう！にぎわい公園 2022」及び「第Ⅲ編 進めよう！おもてなし公衆トイレ 2022」の各施策の具体的な取組は、下表の実施時期を踏まえ進めます。

### みんなで作ろう！にぎわい公園 2022

#### 基本方針1 個性ある公園をつくり、つなぐ

施策	取組名	取組区分	実施時期		
			短期 〔1～3 年以内〕	中期 〔おおむね 5年以内〕	長期 〔5年～〕
<b>1-1 みどりのネットワークの核となる公園等の整備</b>					
1-1-1 公園等の整備	① 未整備都市計画公園の整備 都市計画公園高輪公園・氷川公園の開設	継続		(一部)	○
	② 地域特性に応じた公園等の整備	継続			
1-1-2 民間と連携した公園等・オープンスペースの確保	① 提供公園等の整備誘導	継続			
	② オープンスペースの整備誘導	充実	○		
<b>1-2 個性を伸ばす公園づくり</b>					
1-2-1 遊びの空間の創出	① 遊び場の確保	新規	○		
	② 遊びの空間のリニューアル	継続			
1-2-2 特色を生かした公園づくり	① 水にふれあう公園づくり	継続			
	② 自然を生かした公園づくり	充実	○		
	③ 歴史・文化を生かした公園づくり	継続			
1-2-3 計画的な公園等のリニューアル	① 利用者ニーズに合わせた公園等への再整備	継続			
	② 高架下の有効活用による特色ある公園整備	継続			
	③ ドッグランの設置 都や民間との連携による設置、小規模ドッグランの設置	継続	(一部)	○	
<b>1-3 公園の基本的機能の向上</b>					
1-3-1 インクルーシブな公園の整備	① インクルーシブな遊び場の導入	新規	○		
	② インクルーシブな遊び場に関する情報発信	新規		○	
1-3-2 多様な利用者への配慮	① 公園施設のバリアフリー化	継続			
	② 障害者や外国人にもわかりやすい公園案内板の設置	継続			
1-3-3 防災機能の強化	① 防災施設の設置	充実	○		
	② 雨水浸透の促進	継続			
1-3-4 環境配慮の推進	① ゼロカーボンシティの推進 マイボトル対応型給水設備の導入	充実	(一部)	○	
	② ヒートアイランド対策の推進	充実	○		
	③ 緑資源の有効活用	継続			
	④ 受動喫煙に配慮した環境づくり	継続			
1-3-5 利便性の向上	① シェアリングポートの設置	継続			
	② Wi-Fi利用環境の充実	新規	○		
	③ 混雑状況の配信	新規	○		

基本方針2 公園からまちのにぎわいを生み出す

施策	取組名	取組区分	実施時期		
			短期 〔1～3 年以内〕	中期 〔おおむね 5年以内〕	長期 〔5年～〕
<b>2-1 公園等の魅力の発信</b>					
2-1-1 各種媒体等による 情報発信	① 各種広報媒体、SNS等を利用した 情報の発信	充実	○		
	② 利用を促すサイン等の設置	充実	○		
	③ ロケ地としての公園の活用	継続			
<b>2-2 公園等の特色を生かしたにぎわい創出</b>					
2-2-1 公園等を楽しむメニュー やサービスの充実	① 公園等の特色を生かしたプログラム ・サービスの提供	継続			
	② 物販・飲食サービスの提供	新規	○		
	③ 花のある公園づくり	継続			
2-2-2 多様な主体との連携に よる公園活用	① 地域と連携した公園活用	充実	○		
	② 他分野の施策・事業と連携した 公園活用の推進	充実	○		
<b>2-3 安心して使える公園づくり</b>					
2-3-1 遊具等の安全対策と 長寿命化	① 点検の実施	継続			
	② 計画的な維持補修・施設の更新	継続			
2-3-2 樹木の適切な維持管理	① 樹木点検の実施	継続			
	② 老木等の計画的な更新	新規		○	
2-3-3 防犯対策の推進	① 公園等の防犯対策	継続			
	② 防犯カメラの設置	充実	○		
2-3-4 ウィズコロナの公園利用	① 感染状況に応じた公園利用マナーの周知	新規	○		

基本方針3 みんなで公園を育てる

施策	取組名	取組区分	実施時期		
			短期 〔1～3 年以内〕	中期 〔おおむね 5年以内〕	長期 〔5年～〕
<b>3-1 区民協働の公園づくり</b>					
3-1-1 公園整備・管理における 協働の推進	① 公園整備段階からの協働の推進	継続			
	② アドプト・プログラムの推進	継続			
	③ プレーパーク・あそびのきちの推進	充実	○		
	④ 協働の担い手づくり	新規	○		
	⑤ 寄附を活用したみどりや施設の整備	継続			
3-1-2 区民等の意見の収集と 反映	① 定期的な利用実態調査の実施	継続			
	② 区民・利用者の意見反映機会の充実	継続			
<b>3-2 公園等の活用可能性を広げる仕組みづくり</b>					
3-2-1 利活用促進に向けた 規制緩和の検討	① 利活用の試行	新規		○	
	② 占用許可の条件緩和	充実	○		
3-2-2 新たな制度の活用	① 新たな制度活用に向けた検討	新規		○	
<b>3-3 推進体制づくり</b>					
3-3-1 地区ごとの推進体制 づくり	① 定期的な利用者懇談会等の実施	新規	○		
3-3-2 公園事業全体の進行管理 の仕組みづくり	① 事業進捗調査の実施	新規	○		
	② 進捗状況に応じた課題の改善	新規	○		

## 進めよう！おもてなし公衆トイレ 2022

基本方針	施策名	取組区分	実施時期		
			短期 〔1～3年以内〕	中期 〔おおむね5年以内〕	長期 〔5年～〕
<b>基本方針1 誰もが安心して利用できる公衆トイレづくり</b>					
	1-1 清潔なトイレの維持	継続			
	1-2 公衆トイレの安全対策	継続			
	1-3 公衆トイレの案内整備	継続			
<b>基本方針2 必要とされる場所に利用しやすい公衆トイレづくり</b>					
	2-1 ユニバーサルデザインのトイレ整備	充実	○		
	災害時に活用できる公衆トイレの整備		(一部)	○	
	2-2 公共施設・民間施設のトイレ活用	充実	○		
	2-3 公衆便所機能の適正配置の検討	継続			
<b>基本方針3 創意工夫による質の高い公衆トイレづくり</b>					
	3-1 公衆トイレのデザイン向上	充実	○		
	文化芸術事業やNPO等と連携したデザイントイレの整備		(一部)	○	
	3-2 他の公共施設整備との連携	新規		○	
	3-3 専門家の助言や利用者意見の反映の検討	新規		○	

# 資料編

# 1 港区の公園等の現状

## (1) 公園等の現状

### ①公園等の利用状況

公園等の利用状況及び満足度、後述の公衆トイレの利用状況及び満足度は、令和元(2019)年度に実施した「公園等利用実態調査」を基に、整理したものです。

文中の「平成16年調査」、「平成25年調査」は、それぞれ各年度に実施した公園等利用実態調査を示します。

### 【令和元(2019)年度公園等利用実態調査の概要】

#### ①利用実態調査

- ・対象公園等の出入り口もしくは所定の位置で、平日・休日各1日の入退の人数、園内の各施設の利用者数とその属性(性別、年代等)のカウント調査を実施。

〔調査対象〕 区立公園48箇所、児童遊園54箇所

〔調査実施時期〕 令和元(2019)年9月下旬～12月中旬

1箇所につき平日・休日各1日(午前7時～午後7時※)

※開園時間が指定されている公園等は開園時間内のみ調査

#### ②アンケート調査

- ・利用者、近隣住民、区立保育園保護者、企業を対象に、下表に示す方法でアンケートを実施。

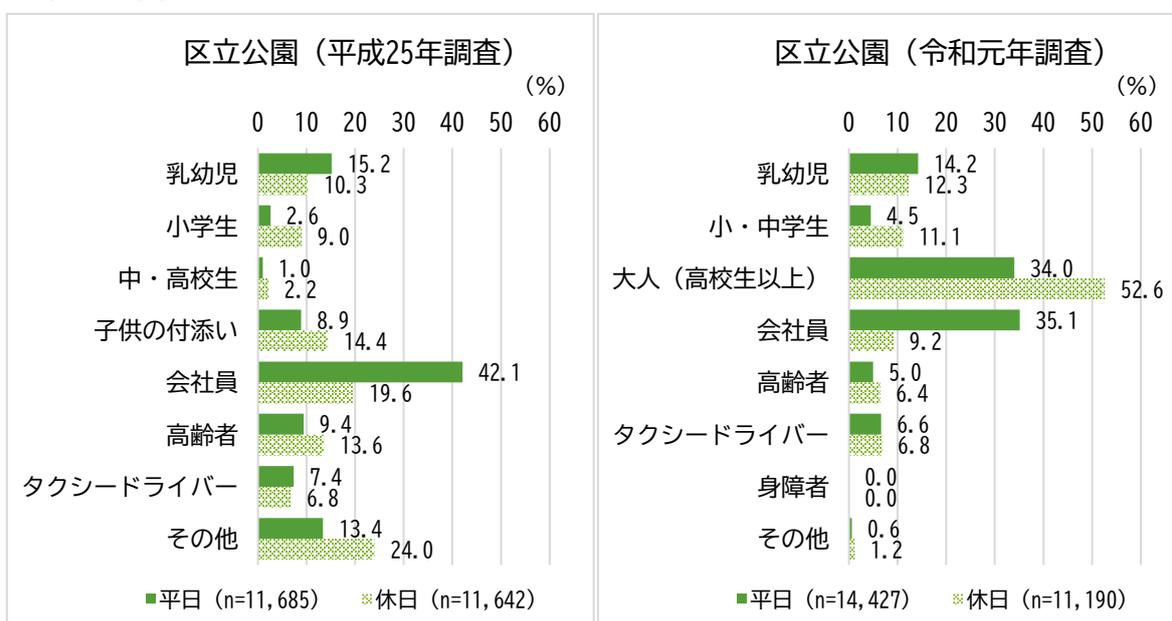
対象	調査方法	回収数
利用者	調査時間内に対象公園等(102箇所)を訪れた利用者への対面調査	2,766件
近隣住民	対象公園等(102箇所)に隣接する住宅、商店等へのアンケート投函(3,060件)・郵送回収による調査	835件 (回収率27.3%)
区立保育園保護者	区立保育園(20園)を介した調査票配付、回収による調査(配布数1,000枚)	395件 (回収率39.5%)
企業	区立公園10箇所周辺の企業への郵送方式のアンケート(配布数101件)	32件 (回収率31.7%)

## ア 利用者属性

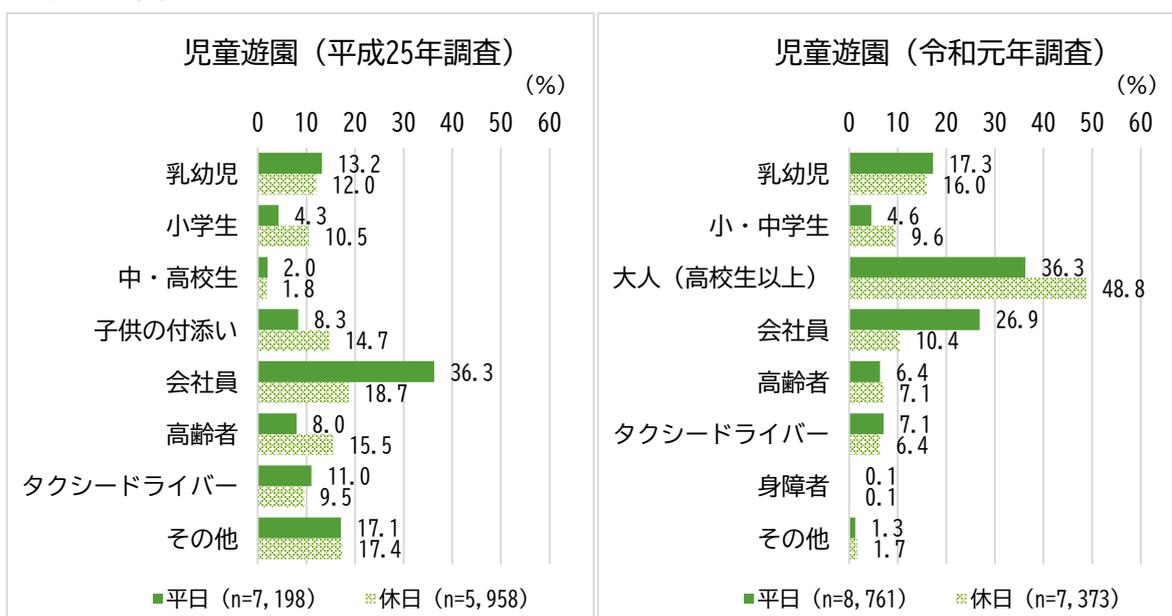
○令和元年調査における区立公園の利用者は、平日は会社員（35.1%）、休日は大人（高校生以上）（52.6%）が最も多い。平成25年調査と比較すると、平日、休日ともに会社員の割合が低下しています。

○令和元年調査における児童遊園の利用者については、平日、休日とも大人（高校生以上）の割合が、それぞれ36.3%、48.8%で最も多くなっています。平成25年調査と比較すると、平日、休日ともに会社員、高齢者、タクシードライバーの割合が低下し、乳幼児の割合が微増しています。

### ■ 区立公園



### ■ 児童遊園

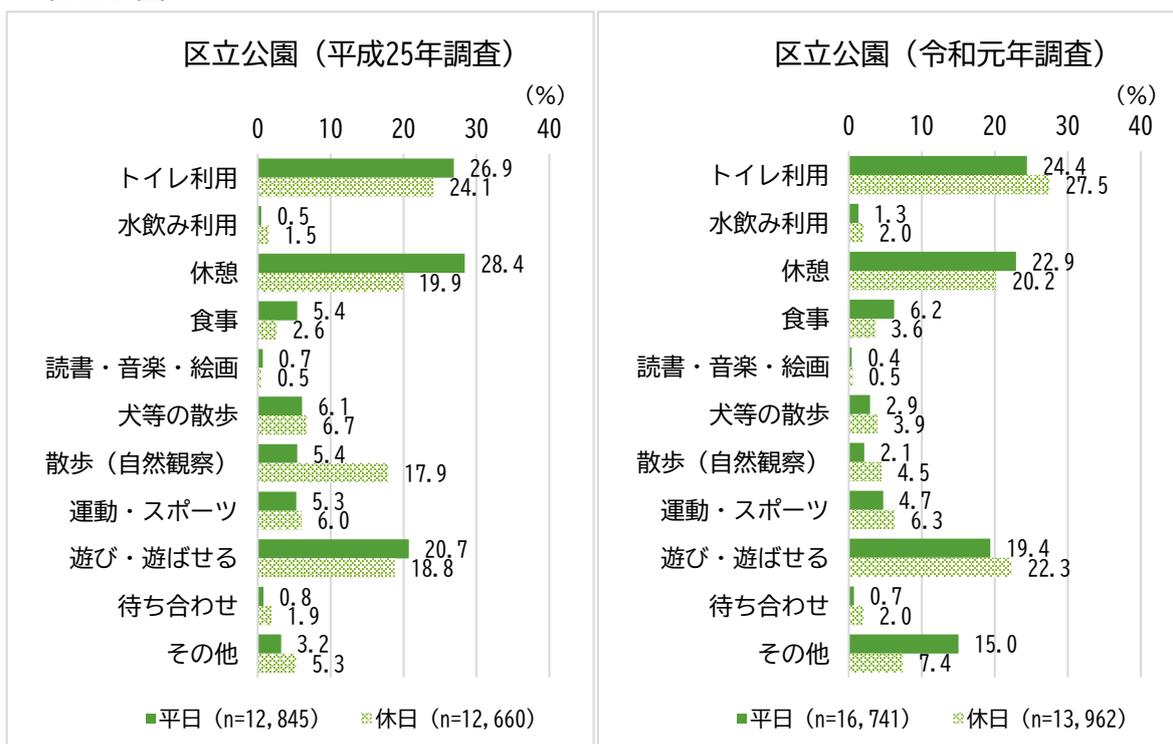


## イ 利用動向

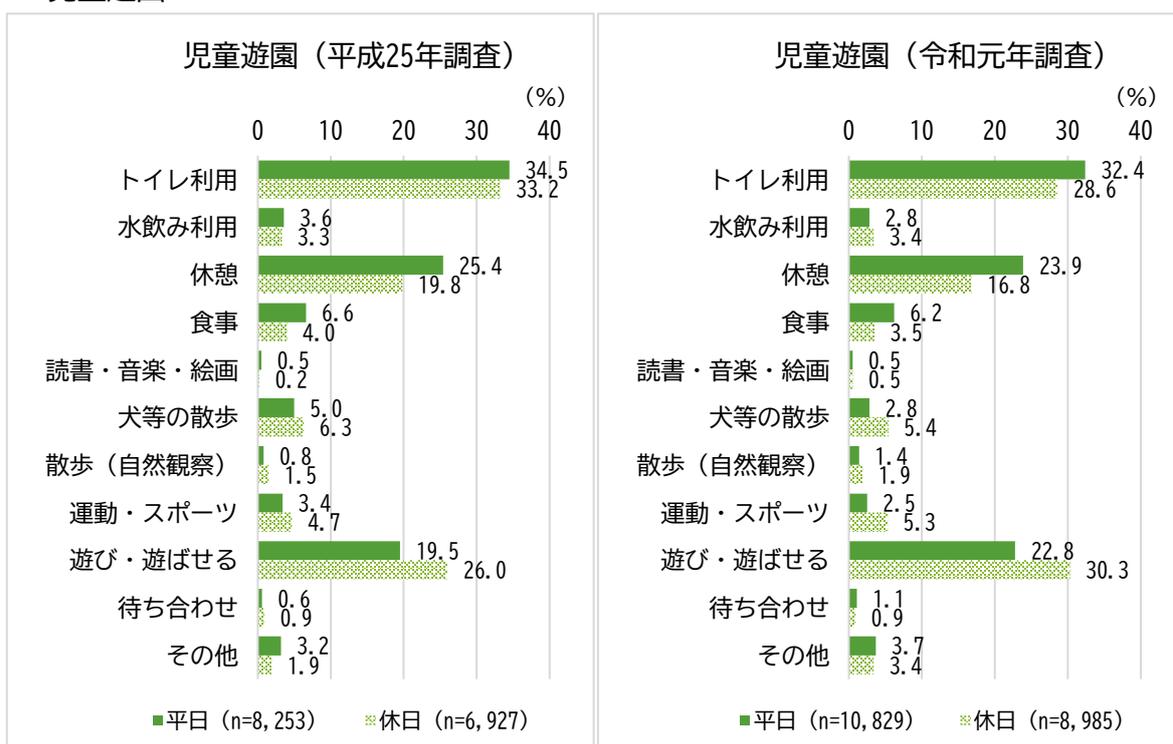
○令和元年調査における園内での利用者等の動向は、区立公園、児童遊園ともに「トイレ利用」「休憩」「遊ぶ・遊ばせる」が多くなっています。

○平成25年調査と比べると、全体的にはほぼ同様の傾向にあるが、区立公園の休日利用において「散歩（自然観察）」の割合が大きく低下しています。

### ■ 区立公園



### ■ 児童遊園



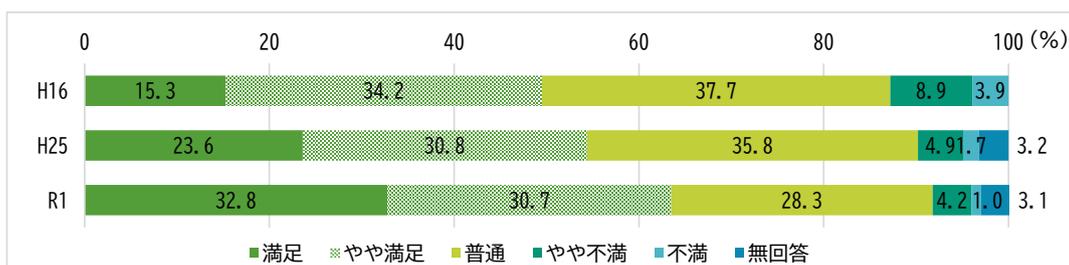
## ②公園等の満足度

## ア 満足度

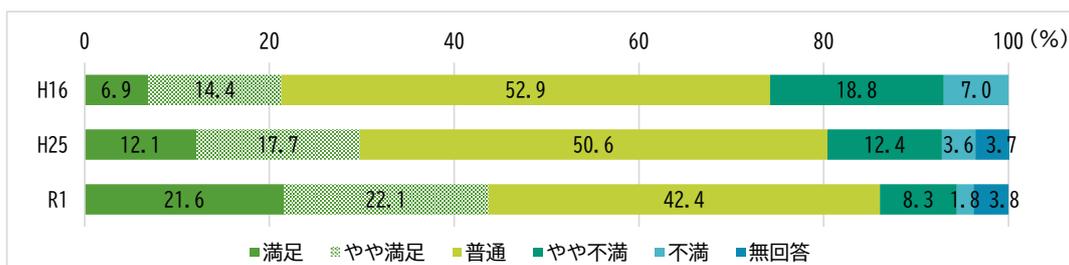
○公園等の満足度（「満足」と「やや満足」を合計した割合）は、各項目とも過去の調査と比較して向上しています。

○項目間の比較では、高齢者や障害者等への配慮に関する満足度が他項目より低く、5割を下回っています。

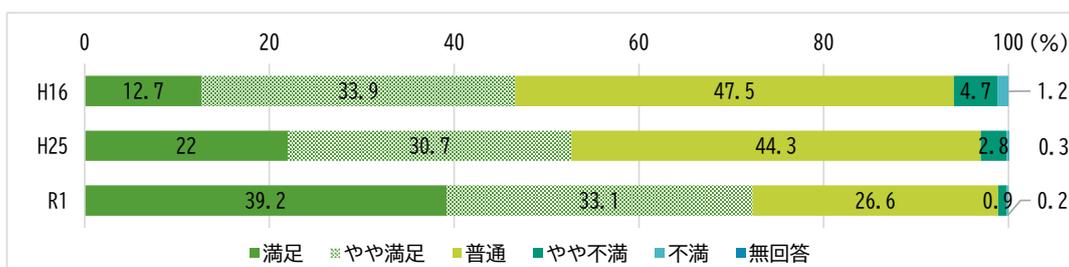
## ■ 安心感や安全性（安全安心）



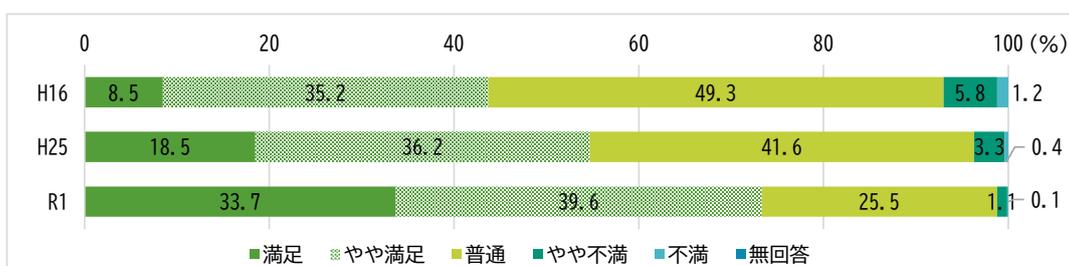
## ■ 高齢者や障害者等への配慮（バリアフリー）



## ■ 使いやすさ



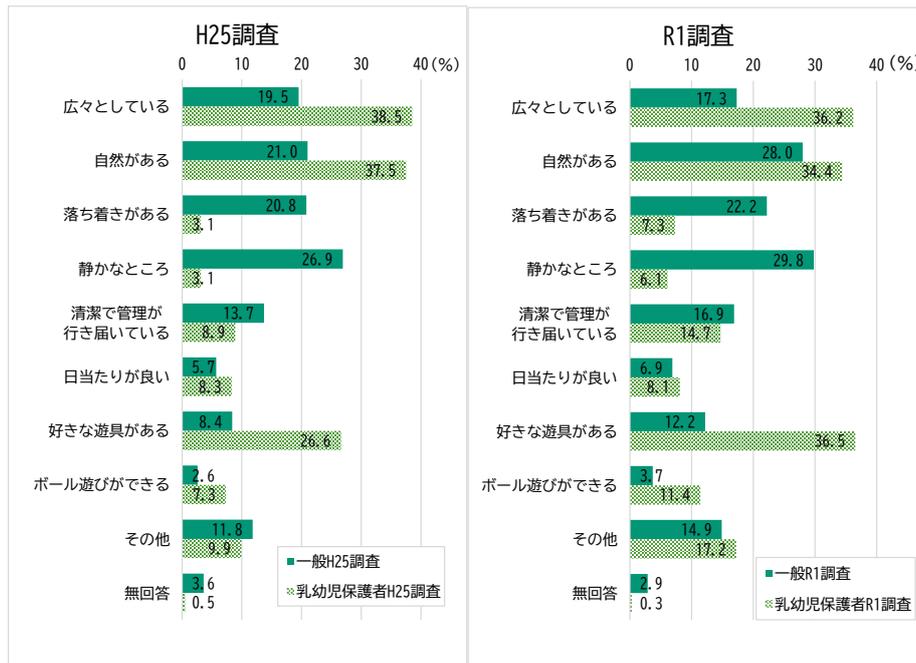
## ■ 総合的満足度



## イ 公園等の良いところ

- 公園等の良いところについて、平成 25 年調査と令和元年調査で全体的な傾向は大きくは変わっておらず、「静かなところ」「自然がある」「広々としている」ことが評価されています。
- 「好きな遊具がある」については、乳幼児保護者の回答の割合が上昇しており、安心して活動的に子どもを遊ばせられる公園が評価されています。

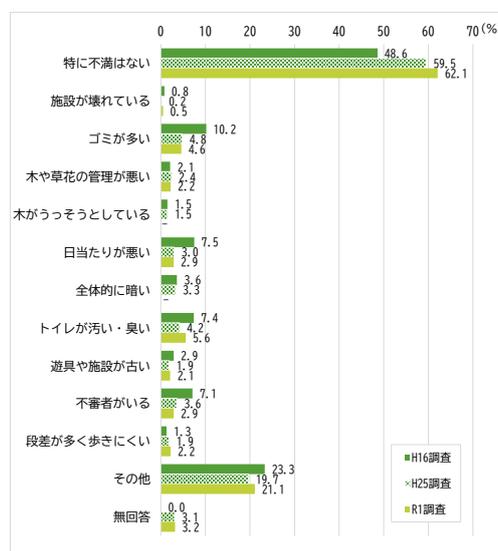
### ■ 「公園等の良いところ」 (左：平成 25 年調査、右：令和元年調査)



## ウ 公園等で気づいたこと・不満

- 公園等で気づいたことでは、「特に不満がない」とする割合が最も高く、過去の調査と比べても割合が徐々に高まっています。

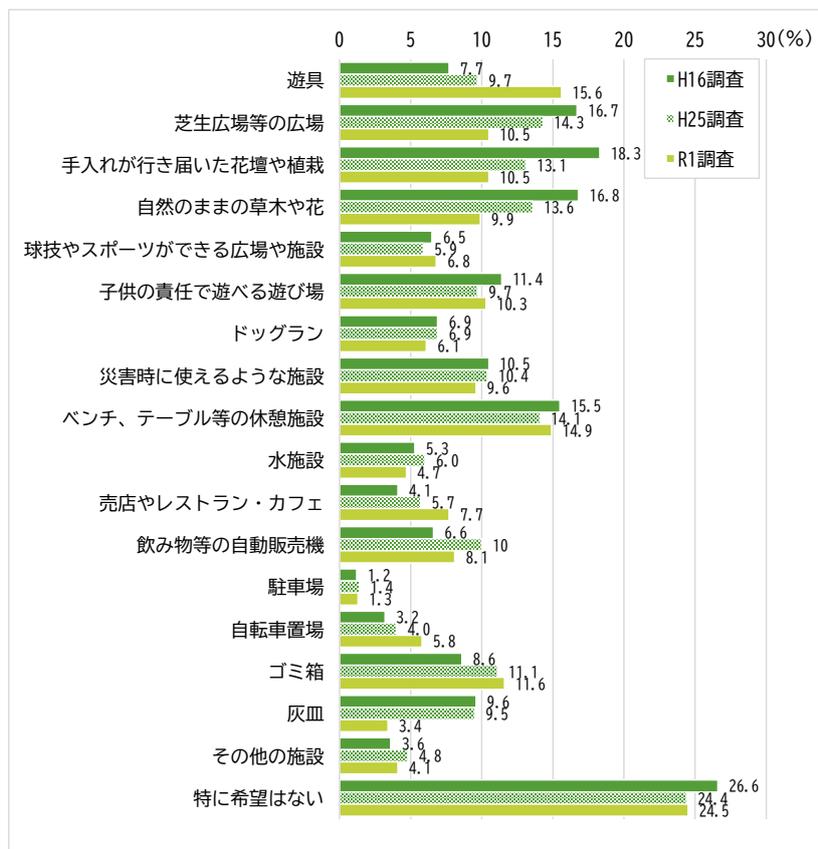
### ■ 「公園等で気づいたこと・不満」の経年変化 (全回答者の合計)



## エ あるとよい施設

○あるとよい施設は、「特に希望はない」が最も多く、全体の約1/4を占めています。  
 ○経年変化を見ると、令和元年調査では「遊具」の割合が上昇しています。一方で「芝生広場等の広場」、「手入れが行き届いた花壇や植栽」、「自然のままの草木や花」の割合が低下しています。

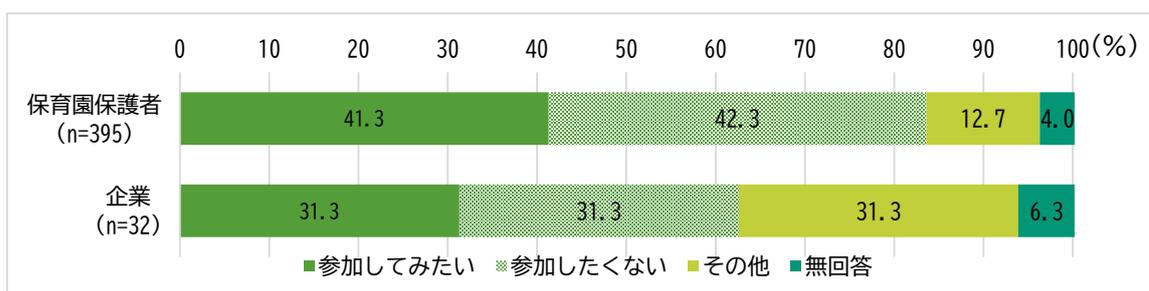
### ■ 「あるとよい施設」の経年変化（全回答者の合計）



## オ アドプト・プログラムへの参加意向

- アドプト・プログラムについては、保育園保護者の4割、企業の3割が「参加してみたい」と回答しており、一定の関心が示されています。
- 保育園保護者の回答理由を見ると、「参加してみたい」と答えた保護者は「子どもと一緒に参加できる」ことや「花壇づくり、花植えへの関心」を挙げた人が比較的多く、「参加したくない」と答えた保護者の約6割は「時間がない、忙しい」ことを理由に挙げています。

## ■ アドプト・プログラムへの関心



## ■ 保育園保護者の主な回答理由（自由記述）

回答	主な理由
参加してみたい (n=163)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもと一緒に清掃、花壇づくりに参加できる (29件)</li> <li>・花壇づくり、花植えに参加してみたい (14件)</li> <li>・清掃活動に参加してみたい (3件)</li> </ul>
参加したくない (n=167)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・時間がない、忙しい (102件)</li> <li>・子どもが小さいから (12件)</li> <li>・余裕がない (6件)</li> </ul>



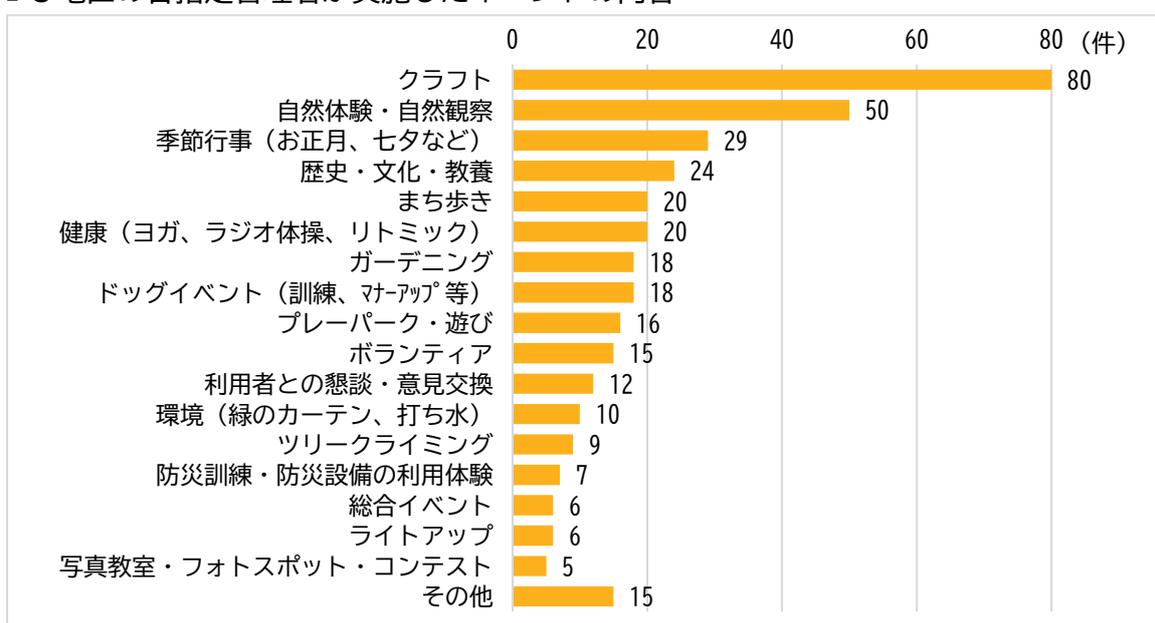
アドプト活動で管理されている花壇（斧公園）

## ③公園等の活用状況（指定管理者事業、町会等による利用等）

## ア 指定管理者事業による活用状況

- 指定管理者が、令和元（2019）年度（218件）と令和2（2020）年度（142件）に実施した計360件のイベント（中止したイベントは除く）の内容等を分析しました。
- イベントの内容は、緑や植物と関わりのあるクラフトや自然体験・自然観察に関わるものが多く、次いでお正月や七夕などの季節行事、伝統文化教室や旧乃木邸公開など歴史・文化・教養を学んだり体験するイベント、まち歩きのイベントが多くなっています。
- 開催期間は、1～2日以内のイベントが全体の8割を占めています。
- 参加者数は、20人未満の小規模なイベントが全体の約半数を占めています。

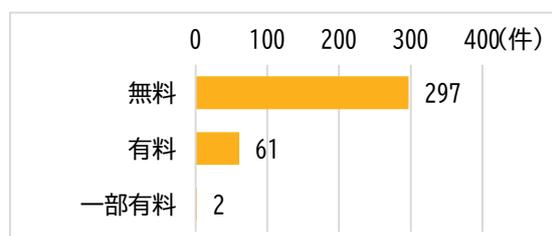
## ■ 5地区の各指定管理者が実施したイベントの内容



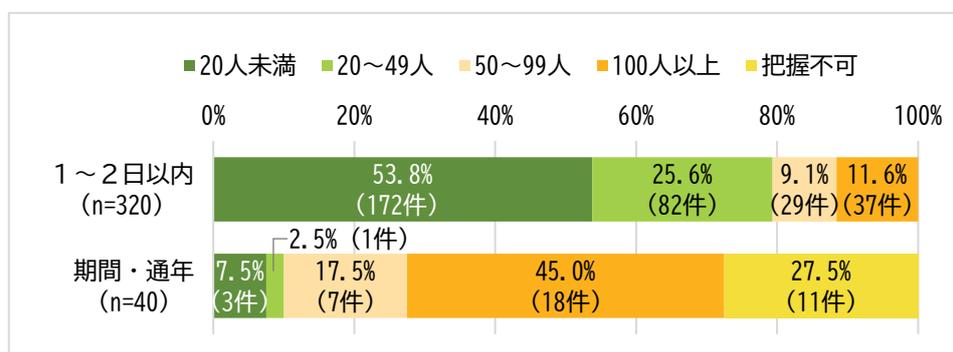
## ■ イベントの期間



## ■ 参加費の有無



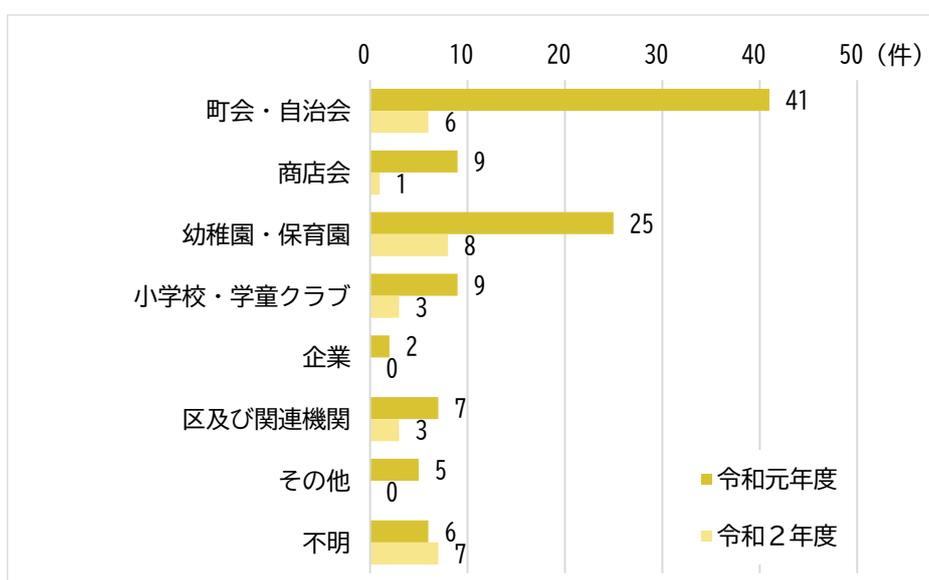
## ■ 1件当たりの参加者数



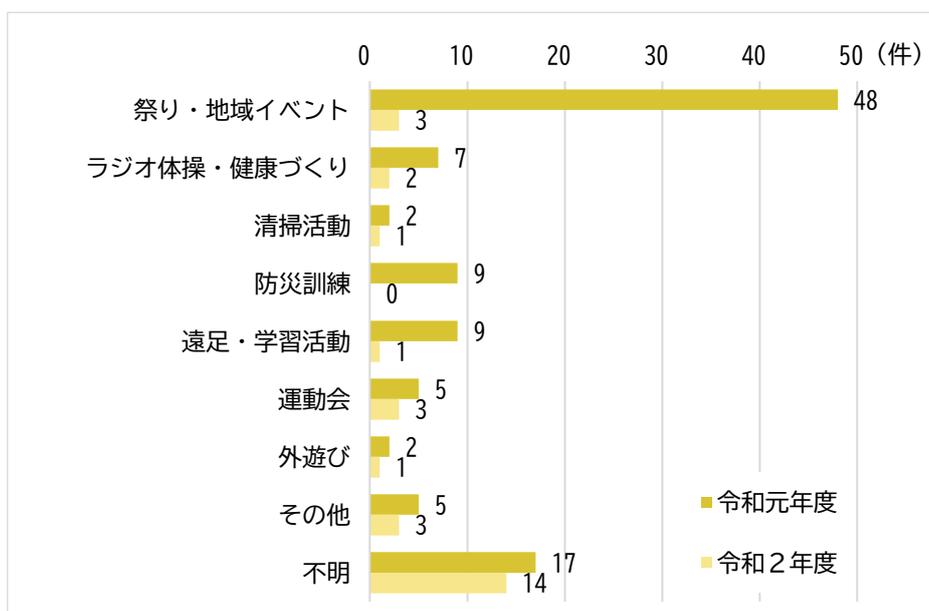
## イ 町会等による利用

- 町会・自治会、商店会など地域の団体による公園利用について、令和元（2019）年度と令和2（2020）年度の申請を基に、利用主体、利用内容を分類、集計しました。
- 利用主体については「町会・自治会」が最も多く、「幼稚園・保育園」がこれに次いでいます。
- 利用内容については、「祭り・地域イベント」が際立って多い状況です。また、「不明」の多くは、利用主体が「幼稚園・保育園」、「小学校・学童クラブ」であることから、外遊び・屋外レクリエーションの場としての利用が多いと推測されます。

### ■ 利用主体



### ■ 利用内容



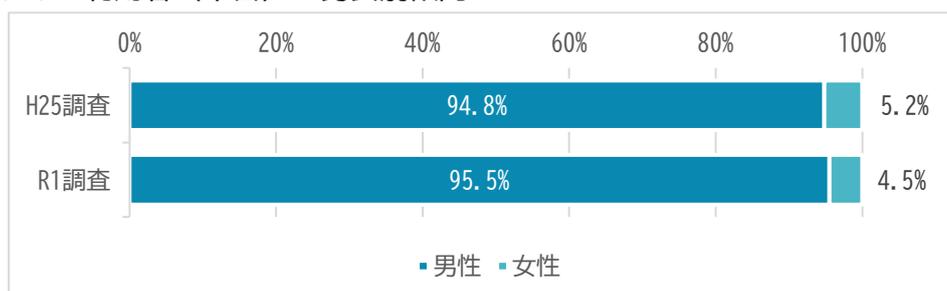
※申請の件数による集計。1回の申請で、複数日・複数回の申請を行っている場合があるため、実際の利用回数はグラフの件数より多い。

## (2) 公衆トイレの現状

### ①利用状況

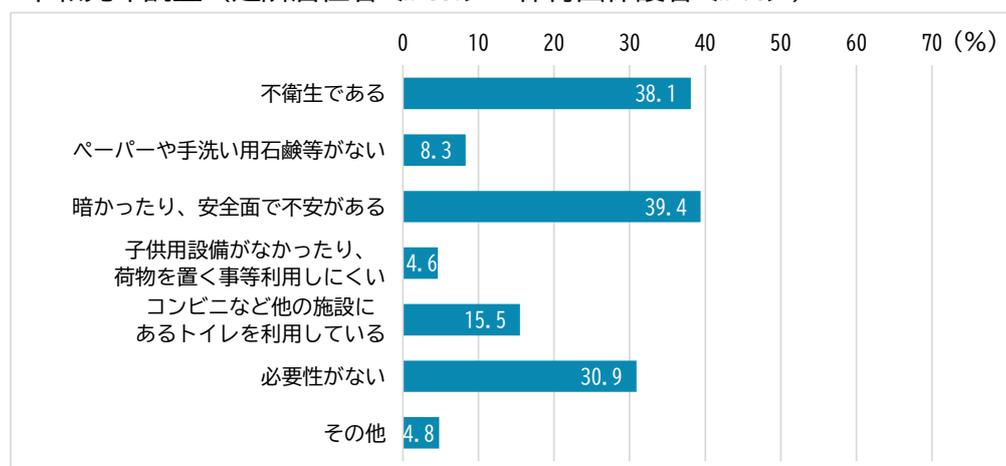
- 公衆トイレの平日利用者は、8割以上が100人を超えているが、男性利用者が約95%を占めている。過去と比較しても、この傾向は大きく変わっていません。
- 公衆トイレを利用しない理由については、「不衛生である」、「暗かったり、安全面で不安がある」など、衛生面、安全面への不安を挙げる割合が高い状況です。

### ■公衆トイレ利用者（平日）の男女別傾向

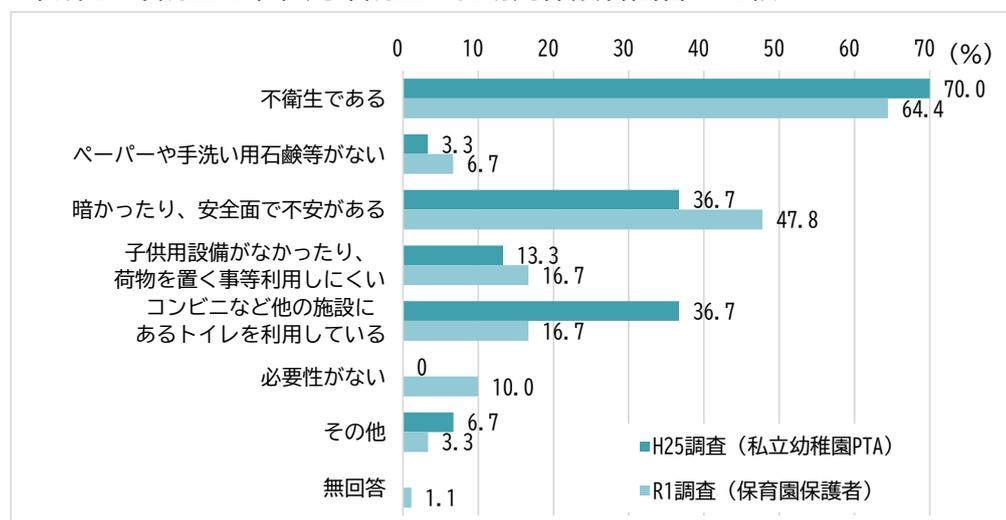


### ■公衆トイレを利用しない理由（「公衆トイレを利用したことがない」回答者への設問）

・令和元年調査（近隣居住者〔n=367〕・保育園保護者〔n=90〕）



・平成25年調査と令和元年調査の乳幼児保護者回答の比較



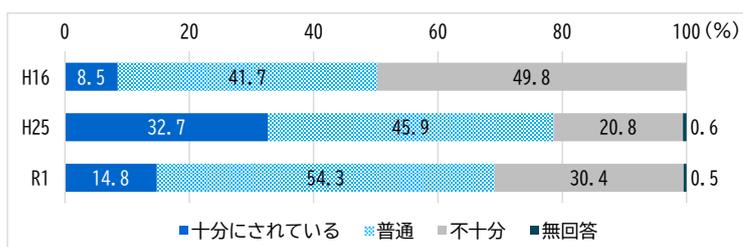


## ②満足度

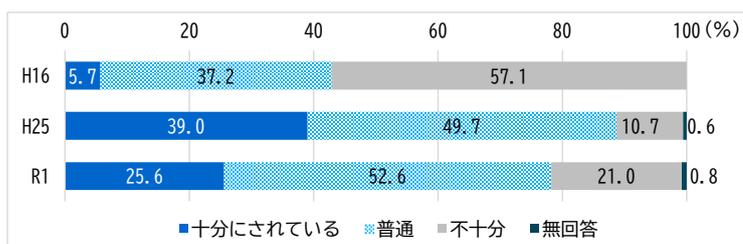
○公衆トイレの満足度（「十分にされている」と「普通」を合計した割合）は、各項目とも6割を超えています。

○過去の調査と比較すると、令和元年調査の結果は、平成16年調査より大きく改善しています。しかし、平成25年調査との比較では、維持管理の水準（清掃回数等）は維持されているものの、「十分にされている」と「普通」の割合が若干低下しています。

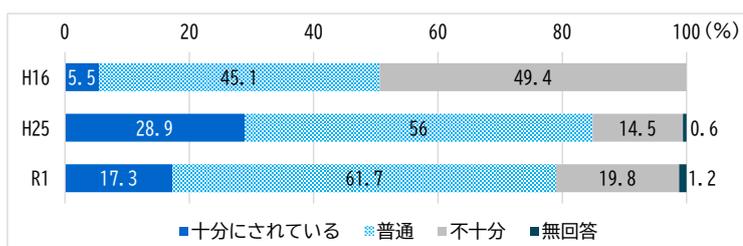
## ■ 清掃（見た目）



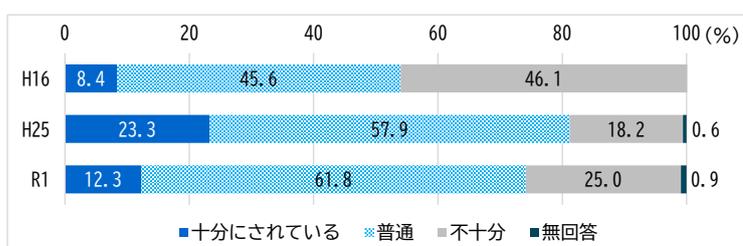
## ■ 清掃（臭気）



## ■ 安全性（防犯）



## ■ 使いやすさ



## ■ トイレ内の設備の管理 ※令和元年調査のみ



## 2 前方針の進捗状況

### (1) 事業の進捗状況

#### ① みんなでつくろう！にぎわい公園 2016

○前方針の基本方針ごとの取組状況について、所管課・係を対象とした調書調査を行い、とりまとめた結果、42 の取組のうち「実施」または「概ね実施（一部検討中、未着手を含む）」に該当した取組が 39 件であり、大部分の取組が実行されました。

	取組数	実施 (◎)	概ね実施 (○)	検討中 (△)	未着手 (×)
基本方針1 個性ある公園をつくり、つなぐ	24	12	11	1	—
基本方針2 行って楽しい公園メニューをふやす	13	5	7	—	1
基本方針3 協働や民間活力を生かすしくみをつくる	5	2	2	—	1
計	42	19	20	1	2

#### ■ 基本方針1 個性ある公園をつくり、つなぐ

- ・未都市計画公園の整備をはじめ、公園等の再整備や施設改修等の取組が計画的に実行されました。
- ・検討中は1件で、「歴史的資源を生かした再整備について、」期間内に該当する再整備対象公園がなかったことから検討中にとどまりました。

#### ■ 基本方針2 行って楽しい公園メニューをふやす

- ・平成 29 (2017) 年度から指定管理者制度を全面導入したことに伴い、指定管理者事業の一環として利用メニューの提供、イベント開催、情報発信の取組が進みました。
- ・区取組として、子育て支援事業と連携した情報発信、SNS (Facebook、Twitter) の活用なども実施しており、情報発信の充実が進んでいます。
- ・未着手の「大使館等との連携による国際交流イベント」は、都立芝公園を会場とする区のイベント（みなと区民まつり）での実績はありましたが、区立の公園等での実績はほとんどありませんでした。

#### ■ 基本方針3 協働や民間活力を生かすしくみをつくる

- ・ワークショップ開催や町会への意見聴取を通じた整備・改修時の区民協働、アドプト・プログラムの活動等を継続的に実施したほか、平成 29 (2017) 年度から指定管理者制度を全面導入しました。また、指定管理者制度については、令和 3 (2021) 年 4 月に自主事業の手引きを施行し、収益事業の取扱を明確にしました。
- ・未着手の1件は、「みどりや施設の寄附制度の創設」でした。

## 〔取組状況 凡例〕

◎：実施 ○：概ね実施（一部検討中、未実施を含む） △：検討中 ×：未着手

## ■ 基本方針1 個性ある公園をつくり、つなぐ

## 施策の方向1-1 公園等の整備と公園等を核としたみどりのネットワーク化

施策・取組	取組状況	主な成果
<b>施策1-1-1 公園等の整備</b>		
①未開設都市計画公園の整備	◎	・三田台公園の用地取得及び取得箇所の暫定整備 ・芝浦公園拡張 ・霊南坂公園（現・江戸見坂公園）の開設
②地域特性に応じた公園等の整備	○	・芝浦西運河沿緑地整備完了
<b>施策1-1-2 民間の協力による公園等の確保</b>		
①提供公園等の整備誘導	◎	・提供公園整備（4公園）
②公開空地等によるみどりのネットワーク形成	◎	・開発事業等における公開空地、有効空地等のオープンスペース整備（8件）
<b>施策1-1-3 水のある公園等の活用</b>		
①水にふれあう公園づくり	○	・本芝公園の噴水改良 ・新設予定の児童遊園における親水空間の整備検討
②水施設の点検、清掃の充実	◎	・水質点検、清掃、殺菌の継続

## 施策の方向1-2 個性ある公園へのリニューアル

施策・取組	取組状況	主な成果
<b>施策1-2-1 公園の利用タイプに応じた再整備</b>		
①利用者ニーズに合った公園等への再整備	○	・六本木西公園全面改修（H28）
②子どもの遊び空間充実のための再整備	◎	・本村公園改修 ・遊具設置（2公園） ・複合遊具設置（3公園） ・投球場改修（1公園）
③歴史的資源を生かした再整備	△	・検討中
④ドッグランの設置	○	・既設ドッグランの運営継続（芝浦中央公園、港南緑水公園） ・ドッグラン設置検討（3公園）
<b>施策1-2-2 公園の立地を生かした再整備</b>		
①高架下の有効活用による特色ある公園整備	◎	・三光児童遊園への幼児ゾーン設置
②フラワーランド計画の推進	◎	・20公園においてフラワーランド計画による植栽実施

### 施策の方向1-3 安全で誰もが使いやすい公園づくり

施策・取組	取組状況	主な成果
<b>施策1-3-1 適切な維持管理の強化</b>		
適切な維持管理の強化	◎	・遊具点検（毎年）、樹木健全度調査（3年に1回）を継続実施
<b>施策1-3-2 防災機能の強化</b>		
①防災施設の設置	○	・かまどベンチ、災害用マンホールの設置、災害用井戸取替等（10公園） ・地域の防災訓練への参加、防災施設を使った訓練や説明会の実施（7公園）
②デジタルサイネージを活用した災害時の帰宅困難者対策	○	・デジタルサイネージ付き災害対応型自販機新設（9公園）
<b>施策1-3-3 防犯対策の充実</b>		
①公園等の防犯対策	○	・園灯設置（2公園） ・見通し確保のための樹木剪定の随時実施 ・全公園等の巡回（3地区）、特定の遊び場の定期巡回（1地区）
②防犯カメラの導入拡大	◎	・防犯カメラ設置（11公園に19基設置）
③防犯上問題のある公園等の環境対策	○	・樹木剪定の適宜実施（1地区） ・トイレ壁面落書き防止塗料塗布（1公園）
<b>施策1-3-4 多様な利用者への配慮</b>		
①公園施設のバリアフリー化	◎	・水飲み場の改修（15公園） ・トイレ洋式化（5公園） ・排水溝改修（2公園）
②障害者や外国人にもわかりやすい公園案内板の設置	○	・英語等の外国語併記の案内板や遊び場安全サイン設置（17公園） ・触知型案内板の設置（2公園）
<b>施策1-3-5 環境に配慮した公園の整備</b>		
①生物多様性保全のための施設整備・管理	◎	・芝浦公園田んぼ整備、管理 ・既設のビオトープ等の管理（芝公園、元麻布三丁目緑地、芝浦中央公園、汐の公園、港南緑水公園）
②環境に配慮した製品・資材の導入	◎	・LED照明導入（延べ30公園） ・木質アスファルト舗装設置（1公園）
③ヒートアイランド対策のための緑化	○	・法面緑化（1公園） ・透水性アスファルト舗装（1公園）
④公園等での受動喫煙に配慮した良好な環境整備	○	・みなとタバコールの看板設置（6公園） ・禁煙注意板の随時設置 ・喫煙所設置（2公園）

## ■基本方針2 行って楽しい公園メニューをふやす

### 施策の方向2-1 多彩な利用メニューの提供

施策・取組	取組状況	主な成果
<b>施策2-1-1 公園等の特性に応じた利用メニューの提供</b>		
①屋外レクリエーションが楽しめる公園づくり	○	・こもれびの森プロジェクト（芝公園） ・プチプレーパーク（高橋是清翁記念公園） ・イベント時等のケータリングカー出店（試行含む）（3公園）
②プレーパーク事業の確立	○	・プレーパーク、プチプレーパーク実施（5公園）
③自然・歴史文化資源を生かした観察会やガイド等の実施	○	・指定管理者事業により実施
④健康づくりに役立つイベントや犬に親しむイベント等の開催	○	・指定管理者事業により実施
<b>施策2-1-2 ネットワーク型利用メニューの提供</b>		
①自転車シェアリングを活用した公園めぐり	○	・シェアリングポート設置
<b>施策2-1-3 多様な主体との連携によるイベントの開催</b>		
①大使館等との連携による国際交流イベントの開催	×	・大使館との連携は、みなと区民まつり（会場：都立芝公園）において実施
②企業等との連携によるイベントの開催	○	・六本木アートナイト（主催：森ビル等）（三河台公園、六本木西公園） ・盆踊り大会（芝公園）
③みなと森と水ネットワーク会議等との連携によるイベント開催	◎	・エコライフフェアMINATO（有栖川宮記念公園） ・全国連携マルシェ in 芝浦（プラタナス公園、芝浦公園） ・全国交流物産展 in 新橋（桜田公園）

### 施策の方向2-2 利用に役立つ情報の発信と収集

施策・取組	取組状況	主な成果
<b>施策2-2-1 各種媒体による公園情報等の発信</b>		
①各種広報媒体を利用した情報の発信	◎	・子育て支援事業と連携した情報発信（港区子育てハンドブック、出産・子育て応援メール、あそびのきち開催等） ・地域情報を扱う広報紙、HP等による情報発信 ・指定管理者による情報発信（HP、SNS等）
②利用を促すサイン等の設置	◎	・旧乃木邸案内看板設置 ・樹名板設置 ・英語等の外国語併記の案内板や遊び場安全サイン設置【再掲】
③ロケ地としての公園の活用推進	◎	・ドラマ等のロケ実施（芝公園、有栖川宮記念公園、一ツ木公園、檜町公園、芝浦公園、プラタナス公園、港南公園、港南緑水公園、お台場レインボー公園 等）
<b>施策2-2-2 区民等の意見収集と反映</b>		
①定期的な利用実態調査の実施	◎	・令和元年度に公園等利用実態調査を実施
②区民・利用者の意見反映機会の充実	○	・指定管理者との協働による利用者懇談会、利用者アンケート、プレーパーク後の意見交換会実施 ・「区民の声」に寄せられた意見への対応（159件）

## ■ 基本方針3 協働や民間活力を生かすしくみをつくる

### 施策の方向3-1 区民等との協働のしくみづくり

施策・取組	取組状況	主な成果
施策3-1-1 公園整備段階からの協働の推進		
公園整備段階からの協働の推進	◎	<ul style="list-style-type: none"> <li>・整備、改修に関するワークショップ開催（芝浦公園、本村公園）</li> <li>・町会への個別意見募集実施（3公園）</li> </ul>
施策3-1-2 協働のための活動の育成		
①アドプト・プログラムのしくみの充実	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公園等で活動するアドプト・プログラム団体 61 団体（令和2年度末時点）</li> <li>・愛護会制度創設等の検討は、未着手または検討中</li> </ul>

### 施策の方向3-2 民間活力導入のしくみづくり

施策・取組	取組状況	主な成果
施策3-2-1 民間参入のための規制緩和		
民間参入のための規制緩和	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「指定管理者が実施する自主事業の手引き」施行（令和3年4月1日）により収益事業の取扱を明示</li> </ul>
施策3-2-2 指定管理者制度の拡充		
①指定管理者制度の導入拡大	◎	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成29（2017）年度より指定管理者制度を全面導入</li> </ul>
施策3-2-3 公園施設寄附制度の創設		
①みどりや施設の寄附制度の創設	×	—

## ②イメージアップ公衆トイレ！2016

- 公衆トイレに関する取組は、10項目中、「実施」または「概ね実施」が8項目を占め、前方針の取組はほぼ実施されました。
- ただし、「施策2-3 民間活力等の導入検討」に関する取組については、検討の結果、指定管理者は導入しない（区の直営による維持管理を継続する）ことを決定したほか、有料化トイレ、ネーミングライツは導入に至っておらず、今後の取組について見直しが必要です。

## 〔取組状況 凡例〕

◎：実施    ○：概ね実施（一部検討中、未実施を含む）    △：検討中    ×：未着手

## ■基本方針1 誰もが使いやすい公衆トイレづくり

施策・取組	取組状況	主な成果
<b>施策1-1 老朽化した公衆トイレの改修</b>		
①老朽化したトイレの改善	○	・老朽化した公衆トイレ、公園・児童遊園トイレの改修 権田原公衆便所、氷川神社前公衆便所、天徳寺脇公衆便所 三田綱町児童遊園、本村公園、高橋是清翁公園、芝浦公園 ・廃止、存続すべき公衆便所についての考え方の検討
<b>施策1-2 ユニバーサルデザインの公衆トイレ整備推進</b>		
①多機能トイレ等の設置	◎	・多機能トイレの整備 権田原公衆便所、氷川神社前公衆便所 三田綱町児童遊園、本村公園、高橋是清翁公園、芝浦公園
②既存トイレのバリアフリー化	◎	・便器の洋式化（延べ21箇所） ・水飲みの改修（3箇所） ・排水溝の改修（2箇所）
<b>施策1-3 民間施設のトイレの活用</b>		
民間施設のトイレの活用	◎	・2公園（西桜公園、青山北町児童遊園）で民間施設のトイレ活用を導入

## ■基本方針2 快適・安全で清潔な公衆トイレづくり

施策・取組	取組状況	主な成果
<b>施策2-1 既設公衆トイレの安全対策</b>		
①防犯設備等の設置	◎	・防犯カメラ設置（南桜公園トイレ） ・警報ランプ付きブザー設置（権田原公衆便所、氷川神社前公衆便所、高橋是清翁記念公園トイレ）
<b>施策2-2 清潔なトイレの維持</b>		
清潔なトイレの維持	◎	・尿石除去、便所特殊清掃、汚泥コーティング等の継続的な実施
<b>施策2-3 民間活力等の導入検討</b>		
①指定管理者制度の導入検討	—	・検討の結果、指定管理者は導入せず、直営による管理を決定
②一部有料化、広告表示等の検討	△	・有料化トイレ、ネーミングライツを検討したが導入に至っていない

### ■ 基本方針3 街の美観に配慮した公衆トイレづくり

施策・取組	取組状況	主な成果
施策3-1 公衆トイレ案内サインの充実		
公衆トイレ案内サインの充実	◎	・公衆トイレの施設に関する触知案内、ピクトサイン等の設置（4箇所） ・公園内への民間施設トイレの案内設置（2箇所）
施策3-2 デザイントイレの整備		
デザイントイレの整備	◎	・新設、改修時の設計への景観アドバイザーの助言の反映（2箇所）

## (2) 目標達成状況

### ① みんなでつくろう！にぎわい公園 2016

#### ア 総合的な目標水準

- 「公園等の量の確保」、「身近な場所への一定規模の公園等の充足」について、令和2年度末時点では目標を達成していませんが、目標水準に近づく方向で推移しています。
- 公園等に対する利用者満足度の向上については、目標60%を上回る63～73%に達しています。

#### ■ 総合的な目標水準の達成状況

目標	指標	目標水準	前方針策定時 (平成26年度)	現状
公園等の量の確保	公園等の総面積	106ha	103ha	105.5ha <sup>※1</sup>
	民有空地の面積	365,857㎡	344,427㎡	358,509㎡
身近な場所への一定規模の公園等の充足	歩いて行ける範囲に公園等がない住民の割合	3%以下	4.6%	4.1% <sup>※2</sup>
公園等に対する利用者満足度の向上	公園等について「満足」+「やや満足」とする人の割合			
	総合的な満足度	60%以上	55%	73.3%
	公園の使いやすさ		53%	72.3%
安心感や安全感	54%		63.5%	

※1 令和2（2020）年4月1日現在。令和2（2020）年度における公園等の新設・廃止と、令和3（2021）年度内の児童遊園1箇所（0.045ha）、緑地1箇所（0.066ha）の開設予定を加味した令和3（2021）年度末の見込みは105.6ha。

※2 令和3（2021）年4月1日現在の公園等配置及び人口を基に算定。

## イ ステージごとの目標水準

## 【にぎわいステージ1の目標】

- 公園等利用実態調査を実施した平成26(2019)年と令和元(2019)年のデータを基に比較を行ったところ、公園タイプ(※)別利用者は、遊び・集う公園、くつろぎ・やすらぎ公園、健康づくりに役立つ公園において増加、自然・文化・歴史に親しむ公園及び利用が複合的な公園についてはほぼ同水準でした。
- 利用者満足度(個別公園の総合的な満足度と公園の使いやすさの各平均値)については、各区立公園・児童遊園の平日利用者及び休日利用者の回答の平均値を比較したところ、総合的な満足度、公園の使いやすさも平日利用者で約16%、休日利用者で約21%満足度が向上していました。
- 平成29(2017)年度に指定管理者制度を全面導入したことで、各事業者のノウハウを生かしたきめ細かな管理が行われるようになった成果と考えられます。

## 【にぎわいステージ2の目標】

- 指定管理者制度の導入により、イベント開催数、広報回数等は従前より増加しています。ただし、広報回数、公園HPへのアクセス数については、区、各指定管理者がそれぞれ実施しており、総数の定量的な把握は困難な状況です。
- 管理運営に関わる団体等の数として、アドプト・プログラム団体数は、令和2(2020)年度末時点で61団体となっています。

※公園タイプ：前方針が、にぎわいステージ1「公園の特性やニーズに応じて多くの人が利用する公園づくり」において設定した次の4つのタイプ区分

## ■ ステージごとの目標水準設定のための指標(案)に関する現状

にぎわい公園づくりの目標	目標	指標	現状
【にぎわいステージ1】 公園等の特性やニーズに応じて多くの人が利用する公園づくり	○利用者数が多い	・公園タイプ別利用者数	<次頁表参照>
	○利用者の満足度が高い	・利用者満足度(個別公園の総合的な満足度と公園の使いやすさの各平均値)	<次頁表参照>
【にぎわいステージ2】 人が集まることで、新たな交流やつながりが生まれる公園づくり	○区民の発案によるイベントや利用プログラム等が楽しめる	・年間イベント開催数	令和元年度 218件 令和2年度 142件※
	○活動や情報を通じて新たに活動する人や団体が生まれる	・管理運営に関わる団体等の数	アドプト・プログラム団体数 61団体 (令和2年度末)
	○いくつもの公園を巡ることでより楽しみが増す	・公園から発信する年間の広報回数 ・公園HPへのアクセス	指定管理者制度導入に伴い、前方針策定時より増加

※令和2(2020)年度は、新型コロナウイルス感染症の影響によりイベント件数が前年度に比べて少なくなっています。

## ■ 公園タイプ別利用者数

利用タイプ	平成26年調査				令和元年調査			
	調査箇所数	利用者数平均（人）			調査箇所数	利用者数平均（人）		
		平日	休日	全体		平日	休日	全体
遊び・集う公園	40	179.0	169.3	174.1	39	220.4	172.9	196.7
くつろぎ・やすらぐ公園	28	143.8	106.3	125.0	29	230.8	147.2	189.0
自然・文化・歴史に親しむ公園	5	406.0	402.2	404.1	6	460.5	317.5	389.0
健康づくりに役立つ公園	5	62.2	107.0	84.6	5	102.6	217.0	159.8
利用タイプが複合的な公園	19	281.8	279.4	280.6	17	272.1	268.2	270.1
全体	97	194.7	181.4	188.1	96	241.5	193.4	217.5

※カウント調査を行った区立公園、児童遊園を対象に算出（エリア調査を実施した公園等は含まない）  
（「平成26年度公園等利用実態調査」及び「令和元年度公園等利用実態調査」を基に算出）

## ■ 利用者満足度（個別公園の総合的な満足度と公園の使いやすさの各平均値）

		総合的な満足度			使いやすさ満足度		
		平成26年調査	令和元年調査	増減	平成26年調査	令和元年調査	増減
公園ごとの平均値	平日利用者回答	49.2	65.7	+16.5	50.6	66.9	+16.3
	休日利用者回答	48.5	69.7	+21.2	48.8	69.5	+20.7

（「平成26年度公園等利用実態調査」及び「令和元年度公園等利用実態調査」を基に算出）

## ②イメージアップ公衆トイレ！2016

- 公衆トイレに対する満足度については、各項目とも前方針策定時から4～10%下落しており、目標達成に至りませんでした。
- 日常的な維持管理の水準は、前方針策定時の水準を維持しています。このため、満足度低下の要因として、施設の老朽化の進行に加え、民間施設や公共交通機関のトイレの快適さ・清潔感が近年向上していることを背景に利用者が求める水準が高まった可能性があると考えられます。

## ■ 公衆トイレの目標水準の達成状況

目標	指標	目標水準	前方針策定時（H26）	現状（令和2年度末）	達成状況
公衆トイレに対する利用者満足度の向上	公衆トイレの維持管理について「十分」＋「普通」とする人の割合				
	安全性（防犯）	90%以上	84.9%	79.0%	未達成
	使いやすさ		81.2%	74.1%	
	清掃（臭気）		88.7%	78.2%	
清掃（見た目）	80%以上	78.6%	69.1%		

### 3 港にぎわい公園づくり推進計画策定の経緯

#### (1) 検討経緯

年月	会議等	主な内容
令和3年6月24日	第1回港にぎわい公園づくり基本方針策定委員会	(1) 「港にぎわい公園づくり基本方針」改定について (2) 港区の公園等の現状 (3) 事業の進捗状況 (4) 課題と改定の方向性
令和3年7月2日	第1回港にぎわい公園づくり基本方針検討会	(1) 「港にぎわい公園づくり基本方針」改定について (2) 港区の公園等の現状 (3) 事業の進捗状況 (4) 課題と改定の方向性
令和3年8月31日	第2回港にぎわい公園づくり基本方針策定委員会	(1) 公園等の整備・管理の目標・方針・施策について (2) 公衆トイレの目標・方針・施策について
令和3年9月14日	第2回港にぎわい公園づくり基本方針検討会	(1) 公園等の整備・管理の目標・方針・施策について (2) 公衆トイレの目標・方針・施策について
令和3年10月19日	第3回港にぎわい公園づくり基本方針策定委員会	(1) 港にぎわい公園づくり基本方針（素案）（案）について
令和3年10月26日	第3回港にぎわい公園づくり基本方針検討会	(1) 港にぎわい公園づくり基本方針（素案）（案）について
令和3年12月21日 ～令和4年1月20日	パブリックコメント	インターネット、郵送、FAX、持参にて受付
令和4年2月2日	第4回港にぎわい公園づくり推進計画策定委員会	(1) 港にぎわい公園づくり推進計画（素案）の意見募集結果について
令和4年2月9日	第4回港にぎわい公園づくり推進計画検討会	(1) 港にぎわい公園づくり推進計画（素案）の意見募集結果について

## (2) 港にぎわい公園づくり推進計画検討会

### ①委員名簿

敬称略・五十音順

	氏名	所属・役職等
委員長	前田 博	公益社団法人日本家庭園芸普及協会 専務理事
副委員長	竹内 智子	千葉大学大学院園芸学研究科 准教授
委員	荒井 歩	東京農業大学造園科学科 教授
	小川 加奈子	港区私立幼稚園PTA連合会 会長
	加藤 なぎさ	港区小学校PTA連合会
	鎌田 安里紗	緑と水の委員会 委員
	木下 久仁絵	NPO法人みなと外遊びの会 理事長
	藤野 珠枝	港区景観アドバイザー

## ②設置要綱

## 港にぎわい公園づくり推進計画検討会設置要綱

令和3年4月19日  
3港街土第146号

## (設置)

第1条 港区(以下「区」という。)の公園づくりに関する計画である港にぎわい公園づくり推進計画の策定に当たり、区が目指すべき公園の将来像を検討するため、港にぎわい公園づくり推進計画検討会(以下「検討会」という。)を設置する。

## (所掌事項)

第2条 検討会は、次に掲げる事項について検討し、その結果を区長に報告する。

- (1) 区が目指すべき公園の将来像に関する事。
- (2) その他区長が必要と認める事項

## (組織)

第3条 検討会は、次に掲げる者で、区長が委嘱する委員10人程度をもって組織する。

- (1) 学識経験者
- (2) その他区長が必要と認める者

## (委員の任期)

第4条 委員の任期は、委員の委嘱の日から令和4年3月31日までとする。

## (委員長及び副委員長)

第5条 検討会に、委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、第3条第1号に掲げる委員のうちから委員の互選により選出する。
- 3 委員長は、会務を総括する。
- 4 副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

## (運営)

第6条 検討会は、委員長が招集する。

- 2 検討会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 委員長は、必要と認めるときは、委員以外の者に対して委員会への出席を求め、その意見を聴くことができる。
- 4 検討会の会議は、公開とする。ただし、委員の過半数の同意を得て、非公開とすることができる。

## (庶務)

第7条 検討会の庶務は、街づくり支援部土木課公園計画担当において処理する。

## (委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

## 付 則

- 1 この要綱は、令和3年4月19日から施行する。
- 2 この要綱は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。

## 付 則

この要綱は、令和3年12月3日から施行する。

### (3) 港にぎわい公園づくり推進計画策定委員会

#### ①委員名簿

	所 属
委員長	街づくり事業担当部長
副委員長	街づくり支援部長
委員	芝地区総合支所まちづくり課長
	麻布地区総合支所協働推進課長
	保健福祉支援部高齢者支援課長
	子ども家庭支援部子ども家庭課長
	街づくり支援部土木課長
	街づくり支援部土木管理課長
	環境リサイクル支援部環境課長
	企画経営部企画課長
	防災危機管理室防災課長
	防災危機管理室危機管理・生活安全担当課長
	教育委員会事務局教育推進部教育長室長

#### ②設置要綱

港にぎわい公園づくり推進計画策定委員会設置要綱	
	令和3年4月19日 3港街土第147号
(設置)	第1条 港区の公園づくりに関する計画である港にぎわい公園づくり推進計画を策定するため、港にぎわい公園づくり推進計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。
(所掌事項)	第2条 策定委員会は、次に掲げる事項について検討し、その結果を区長に報告する。 (1) 港にぎわい公園づくり推進計画の策定に関すること。 (2) その他区長が必要と認める事項
(組織)	第3条 策定委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。 2 委員長は、街づくり事業担当部長をもって充て、会務を統括する。 3 副委員長は、街づくり支援部長をもって充て、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。 4 委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

## (部会)

第4条 策定委員会は、所掌事項の円滑な遂行を図るため、部会を置くことができる。

- 2 部会は、部会長、副部会長及び部会員をもって組織する。
- 3 部会長は、街づくり支援部土木課長をもって充てる。
- 4 副部会長及び部会員は、区職員のうちから部会長が指名する。

## (招集)

第5条 策定委員会は、委員長が招集する。

- 2 部会は、部会長が招集する。

## (意見聴取)

第6条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して委員会への出席を求め、その意見を聴くことができる。

## (庶務)

第7条 策定委員会及び部会の庶務は、街づくり支援部土木課公園計画担当において処理する。

## (委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が別に定める。

## 付 則

- 1 この要綱は、令和3年4月19日から施行する。
- 2 この要綱は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。

## 付 則

この要綱は、令和3年12月3日から施行する。

## 別表（第3条関係）

芝地区総合支所まちづくり課長  
麻布地区総合支所協働推進課長  
保健福祉支援部高齢者支援課長  
子ども家庭支援部子ども家庭課長  
街づくり支援部土木課長  
街づくり支援部土木管理課長  
環境リサイクル支援部環境課長  
企画経営部企画課長  
防災危機管理室防災課長  
防災危機管理室危機管理・生活安全担当課長  
教育委員会事務局教育推進部教育長室長

## 4 用語解説

	用語	解説	ページ
あ	アドプト・プログラム	アドプトとは「養子にする」という意味。地域の道路・公園等を「養子」に、区民等で構成する団体等を「里親」に見立て、「養子」の美化、清掃等に「里親」が関与するという、一連の手続きをアドプト・プログラムと呼ぶ。	5, 17, 18, 26, 48, 55, 56, 57, 63, 87 他
	エコロジカルネットワーク	生きものが移動できるよう、また生息しやすいよう、生息拠点となる大規模な緑地が小さな緑地や街路樹などでつながれた状態のこと。	98
	エリアマネジメント	地域の良好な環境を維持・発展させ地域の魅力や価値を向上させるための、住民、事業主、地権者等による地域主体のきめ細かなまちづくりの取組のこと。	5, 26, 17, 33, 46, 49, 59, 60, 63, 83 他
か	かまどベンチ	普段は普通のベンチだが、座る部分の板を外すと、かまどとして使用できるベンチ。	41, 89, 95, 101, 107, 113, 136
	公園まちづくり制度	当初の都市計画決定からおおむね 50 年以上経過した長期未供用区域の一定規模以上を地区施設等の緑地として担保することを条件に、都市計画公園・緑地を変更する制度。	3, 29, 32, 84
さ	災害対策用井戸	公園等に設置し、災害時に生活用水として利用するための井戸。	41
	持続可能な開発目標 (SDGs)	平成 27 (2015) 年の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」にて記載された令和 12 (2030) 年までの国際目標で、持続可能な世界を実現するための 17 の目標から構成されている。環境問題や貧困問題など世界が直面する課題の解決に向けて、先進国・発展途上国を問わず全ての加盟国が目標の達成をめざしている。SDGs は Sustainable Development Goals の略称。	2
	市民緑地制度	土地所有者や人工地盤・建築物などの所有者と地方公共団体又は緑地管理機構が契約を締結し、緑地や緑化施設を公開する制度。	33
	斜面緑地	洪積台地、丘陵地その他の起伏のある土地の斜面に形成された緑地。	20
た	ダイバーシティ	性別や年齢、国籍等、一人ひとりの違いを尊重して受け入れ、その違いを積極的に生かすという考え方のこと。	6, 7, 16, 39, 77
	車椅子使用者用便房	車いすを使用する人が使いやすいよう入口を広くし、トイレ内にも移動可能なスペースを設け、便器の周りには手すりを設置したトイレのこと。その他にも、人工肛門等を装着している人のためのオストメイト対応設備、子ども連れの人が使用できるおむつ替えシート・ベビーチェア等が設置されているものもある。	73, 74, 93
	都市開発諸制度	公開空地の確保等の公共的な貢献を行う建築行為に対して、容積率や斜線制限などの建築規制を緩和することにより、市街地環境の向上に資する都市開発の誘致を図る制度で、再開発促進区を定める地区計画、特定街区、高度利用地区及び総合設計がある。	10, 23, 33

	用語	解説	ページ
た	都市計画公園	都市の健全な発展と秩序ある整備を目的とし、公園・緑地として必要な区域を明確化して長期的な視点から計画的な整備を進めるため、都市計画に定める公園。	3, 9, 29, 31, 32, 104, 118, 134, 135
は	ビオトープ	生物を意味する「bio」と場所を意味する「topos」の合成語で、あるまとまりをもった生きものの生息・生育空間のこと。	36, 47, 89, 91, 93, 95, 101, 107, 113, 136
	ピクトグラム	言葉を使わなくても情報を伝えられるように、単純な図で視覚的に表現する記号のこと。「絵文字」「絵単語」とも呼ばれる。	40, 72,
	ヒートアイランド現象	都市の気温が周囲よりも高くなる現象のこと。	16, 18, 31, 38, 42
ま	マンホールトイレ	普段はマンホールの状態だが、災害時にマンホールの蓋を開け、その上に組み立て式の仮設トイレを設置して使用するもの。	41
や	やさしい日本語	日本人が使う通常の日本語よりも簡単で、外国人にも分かりやすく表現された日本語のこと。一般的に小学校3年生が教科書で習う漢字やひらがな、カタカナの表現レベルとされる。	40
	湧水	地下水が地表に自然に出てきたもの。	20, 89, 90, 93, 95, 101, 107, 113
	ユニバーサルデザイン	全ての人のためのデザイン、あるいは普遍的なデザインという意味。ユニバーサルデザインは、できるだけ多数の人々が利用できる製品・建物・環境を実現することを目的とする。ユニバーサルデザインのめざすところを要約すれば、「誰にでも公平で自由に使用でき、使用方法や情報が容易に理解でき、無理なく安全に使える」ようなデザインということになる。	4, 6, 7, 16, 38, 39, 40, 69, 73, 74 他
ら	緑被率	緑被地（樹木被覆地、草地、屋上緑地）が、区域面積に占める割合。	108
	緑化基準	「港区みどりを守る条例」に定められている緑化に関する基準のこと。緑化面積の基準、地上部の緑化基準、屋上の緑化基準、接道部の緑化基準、植栽本数の基準、緑化面積の算定基準、公共施設の緑化基準の7つの基準がある。敷地面積 250 m <sup>2</sup> 以上の建築計画は、緑化指導の対象となり、緑化計画書をあらかじめ区に提出し区の基準以上の緑化を行うことが求められる。	33

区 の 木

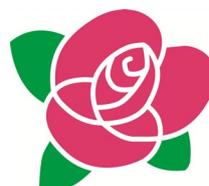


ハナミズキ

区 の 花



アジサイ



バラ



港区のマークは、昭和24年7月30日に制定しました。旧芝・麻布・赤坂の3区を一丸とし、その象徴として港区の頭文字である「み」を力強く、図案化したものです。

刊行物発行番号 2022024-5071

## 港区にぎわい公園づくり推進計画

令和4（2022）年3月策定

編集・発行：港区街づくり支援部土木課  
港区芝公園一丁目5番25号  
03-3578-2111（代表）  
<https://www.city.minato.tokyo.jp>



Minato City  
Promotion Plan for Building Vibrant Parks  
港にぎわい公園づくり  
推進計画

— みんなでつくろう！にぎわい公園2022 —  
Let's Work Together to Make Vibrant Parks 2022 !

— 進めよう！おもてなし公衆トイレ2022 —  
We Promote Public Toilets for Hospitality 2022 !



令和4（2022）年3月